

# 短期入所生活介護事業所かなや サービス利用料金

(1単位×10.17円 令和2年9月改定)

○介護保険基本料金・介護加算				
予防介護（要支援1・2）	単位数	1日あたりの見込み額（円）		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	514	522	1,045	1,568
要支援2	638	648	1,297	1,946
機能訓練体制加算	12	12	24	36
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18	36	54
送迎加算（片道につき）	184	187	374	561
介護職員処遇改善加算Ⅰ		介護報酬額の83/1000		
特定処遇改善加算Ⅰ		介護報酬額の27/1000		
要介護（1～5）		/		
要介護1	684	695	1,391	2,086
要介護2	751	763	1,527	2,291
要介護3	824	838	1,676	2,514
要介護4	892	907	1,814	2,721
要介護5	959	975	1,950	2,925
機能訓練指導体制加算	12	12	24	36
看護体制加算（1）	4	4	8	12
看護体制加算（2）	8	8	16	24
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18	18	36	54
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18	36	54
送迎加算（片道につき）	184	187	374	561
緊急短期入所受入加算	90	91	182	273
介護職員処遇改善加算Ⅰ		介護報酬額の83/1000		
特定処遇改善加算Ⅰ		介護報酬額の27/1000		

○介護保険外利用料金				
滞在費	第一段階	/	820円	
	第二段階		820円	
	第三段階		1,310円	
	第四段階		2,006円	
食費	第一段階		300円	
	第二段階		390円	
	第三段階		650円	
	第四段階		1,392円	
	(内訳)	朝食	324円	
		昼食	504円	
		おやつ	100円	
		夕食	464円	
教養娯楽費	レクリエーション・クラブ活動・行事等	実費		
理美容費		実費		

(注)

- 滞在費・食費は市町村に申し出ることにより、所得に応じた減免措置があります。証書をお持ちの方はその内容に応じた料金となります。
- 減免措置の証書をお持ちの方は、1日の食費合計額が、負担限度額に達するまでは補足給付は行われず、「負担限度額」を超える額について補足給付が行われることとなります。
- 島田市は地域区分が「7級地」であるため、介護保険基本料金につきましては単位数に10.17円を乗じた金額が料金となります。
- 上記料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。
- 平成30年8月より、介護保険サービスの自己負担割合が2割の方のうち、特に所得の高い方は3割負担となります。『負担割合証』が交付されますので、サービス利用時にご持参ください。
- コロナ禍において、同意を頂いた後に特例加算として「緊急短期入所受入加算」を算定させて頂く場合があります。